令和８年（フ）第４９６号
愛知県豊田市小坂本町５丁目８番地２　藤ビル801号
債務者　壁村喜一郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
愛知県豊田市前林町東池５番地１、従前の住所愛知県岡崎市舳越町字十王30番地　グランドール十王205
債務者　米井　智紀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３７０号
大阪市生野区鶴橋２丁目７番６号
債務者　鈴木　拓馬
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０１号
兵庫県明石市藤が丘１丁目６番21号
債務者　山田　悠子（旧姓岡・柏原）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６５１号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市都島区内代町１丁目４番４号　サンライフ内代　705号
債務者　中村　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２７号
大阪市西成区千本北２丁目３番18号
債務者　和田　瑞希
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６２号
大阪市平野区平野市町３丁目４番18号
債務者　早川　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９０号
大阪府八尾市志紀町２丁目75番地の１　スクエアメゾン志紀405号、前住所大阪府八尾市八尾木東３丁目69番地
債務者　山田　佳美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８９３号
大阪府吹田市岸部中１丁目26番１―508号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０４号
大阪市平野区加美西１丁目１番33―301号、前住所大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―102号
債務者　福永　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１０号
大阪府守口市藤田町５丁目４番23―208号
債務者　大浦美恵野
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２３号
大阪市生野区巽西４丁目１番６号　レオパレスクレスト　203号
債務者　小杉　佳澄
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７４号
大阪市東住吉区矢田４丁目15番５―508号、前住所大阪市浪速区桜川２丁目３番19―1007号
債務者　居川　真琴
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０４２号
大阪府枚方市南中振２丁目53番12―302号
債務者　赤崎美智代
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３３号
大阪市住吉区庭井１丁目11番13号　ゾル・メゾン　301号
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４６号
大阪市住吉区長居東３丁目８番31号　リライズ長居　502号
債務者　坂本　崇子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部